

子どもの居場所等連携体制構築業務委託仕様書

1 委託業務名

子どもの居場所等連携体制構築業務

2 委託業務の目的

宮崎県内の子どもや子育て家庭、生活困窮者（以下「子ども等」という。）が社会的孤立に陥らないよう、子ども等に対する支援活動の更なる活性化と県内全域への資源の分配を目指し設置する「宮崎県子どもの居場所等支援センター」（以下「センター」という。）において、企業や個人から受け入れた食品等を貯蔵・管理し、必要とする団体に無償で提供するフードバンク事業等の実施により、食品等物資の循環の仕組みを作るとともに、県内全域における協力体制を構築することで支援団体の活動の持続化を図り、もって生活困窮世帯の生活の維持・安定につなげることを目的とする。

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 業務内容

下記(1)～(5)を含む、「子どもの居場所等連携体制構築業務」の実施に係る一切の業務を行うこと。

(1) 「宮崎県子どもの居場所等支援センター」の設置及び運営に関する業務

ア 専用の携帯電話を1台以上確保し、当該携帯電話の番号をセンターの窓口ダイヤルと位置づけ、センター業務に関する問合せ等の対応を行う（概ね1日8時間、週5日以上開設すること。うち1日は土曜日又は日曜日を含むことが望ましい。）。

イ センターの開設時間中は、原則として常時2名以上の職員がセンター業務に専従で携わること。

ウ センター業務に使用する車両及び複合機（プリンター、コピー及びFAX機能付き）を1台以上、パソコンを2台以上確保すること（いずれもリース可）。

エ 協力企業等が提供可能な食品等や、県内の子ども等への支援活動を行う団体（以下「団体」という。）が必要とする支援等に関する情報を収集し、ホームページへの掲載・随時更新作業を行う。

(2) フードバンク事業（食品等供給体制の構築）

ア 団体に対する企業等からの食品等の支援を受け入れ、団体へ配布する。

配布の方法は、原則としてイの保管場所における団体への受け渡しとするが、必要に応じて支援物資等の受領や配送を含むものとする。

イ 食品等の支援物資を一時的に保管する場所を確保し、在庫管理及び品質管理を行う。

※ 詳細は、別添「宮崎県子どもの居場所等支援センターフードバンク事業実施要綱（案）」のとおりとする。

(3) 協力企業等の開拓（連携体制の構築）

団体に対する食品等の支援を行う企業、個人を開拓するため、センター業務の広報及び企業等訪問による協力依頼を行う。

(4) その他の業務

上記(1)～(3)に関連する業務で、委託業務の目的を達成するために必要な業務について、県と協議の上行う。

(5) その他

- ア 受託者は、県に対し、業務従事者の名簿を業務受託後速やかに提出するものとし、受託期間中に変更があった場合は、直ちに変更後の名簿を提出すること。
- イ 受託者は、個人情報の取扱いに関する責任者を定め、関係法令を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、個人情報を適切に取り扱うこと。
- ウ 本業務において作成した資料等及び成果物に関しては、全て著作権は県にあるものとすること。
- エ 本業務の遂行に当たっては、県と隨時十分な協議、連携を行うこと。

5 実績報告書

受託者は、委託業務を完了したときは、実績報告書に成果品を添えて、委託期間終了日までに県に提出すること。
なお、印刷用電子データ（PDF）のCD-Rも1部提出すること。